

公団王子五丁目団地自治会

東京都北区王子5丁目2番
編集・自治会広報部
編集責任者：石下若代
発行責任者：井上絃一

自治会連絡所 (集会所No.1)

[開設時間] 月～金 10時～16時

王子五丁目団地自治会会報

家賃値上げ反対・消費税廃止

政府・公団は団地居住者の怒りの声をきけ!

いよいよ「消費税」が実施されます。公団は私達の家賃と、家賃転嫁の不当性(二重課税)を明らかにし、「消費」にまでも三つの課税を押しつけてきました。王子五丁目自治会費の即時廃止の運動を続けてきました。各種世論調査地自治会は、昨年末の同法成立以来、全国六十八万世帯の公団住宅に住む人たちが力を合わせて、消費税のインチキを下しましょう。

住宅・都市整備公団が今年一月二十三日の公団基本問題の一月六日、各種業界、自治、懇談会第十三回家賃部会で、体などの先陣を切って「消費」居住者代表として参加して、税実施にともなう公団家賃への全国自治協委員(井上絃一)の三つ課税の方針を打ちだしたことに、全国自治協、東京二十三区自治協に加盟する全国の自治会、居住者はいちいちよく、反対の運動を開始しました。

「消費税」実施を直前に延期決定と、各地方議会での「消費税廃止決議、凍結決議」のニュースが毎日のように伝えられています。しかし、その動きは急増の一途で、全国的に国民の怒りが爆発しています。これはまったく当然のことです。全国民の八割以上が消費税に反対しているのですから。

公団のこのべき道はただ一つ、家賃への不当な転嫁をやめることです。そして、政府は、こんなに解決しきれない問題をかかえた天下の悪税(消費税)を一日も早く廃止するべきです。

私たちが一人ひとりの力は小さいものですが、大きなうねりとなった今、自信をもって、「消費税をすく廃止しなさい」と声を上げようではありませんか。いかに忍耐強いわが国の総理大臣も、もう知らん顔はできません。もう知らん顔はできません。もう知らん顔はできません。



第十二回定期代議員総会

公団王子五丁目団地自治会第十三回定期代議員総会、四月十六日(日)午後一時から、集会所二・三号室で開催されます。

総会選挙告示

告示を行ないました。受け付け期間は四月一日午後八時まで、立候補を申し出る方は所定の手続き(くわしくはポスターをらん下さい)をすませて、お届け下さい。



写真上、「家賃値上げ反対・消費税廃止」署名を呼びかける大看板。写真左・新年のあいさつをする井上会長

自治会新年会

60人参加でなごやかに
北区内4団地新年会も

第十二回自治会新年会は、新年一月八日(日)集会所で行なわれました。当日は、異

家賃 VS 消費税

管理事務所	引当金	損害保険料	工事費 (償却費)	地代相当額	利息分 (償却費)
11%	4.5%	10,088円	13.9%	20%	36.1%
8,536円	3,492円	388円(0.5%)	10,786円	15,520円	28,014円
原価家賃77,600円		49,586円		34,066円	

このグラフの%は、王子五丁目団地と同じ昭和51年度入居の公団住宅全体の平均家賃構成要素であり、実際の王子五丁目団地の構成要素は若干違ってくる。公団が資料を明らかにしないで、仕方ない。しかし、大筋はこれでつかめる。

左の図は、私たちの住む王子五丁目団地の現在の家賃のしくみです。この図を参考に、今回の公団が押しつけてきた、消費税分(二〇%)であり、もう一つは「金利分」(工事代おおよそ利息分一五〇%)です。これだけでも家賃の七割に達しています。さらに本来税金として払っている「公租公課」(固定資産税及び都市計画税一三%)に課税することば税金の二重取りとなるわけですから許されるものではありません。

このことから今回の丸ごと家賃転嫁にはまったく正当な理由が見当りません。私たちが「家賃転嫁反対」を主張するのも当然です。公団が法によって消費税転嫁を義務づけられていても、私たちが居住者が納得できない家賃転嫁はすべきではありません。

灯油供給終了

四団地・王五で交流
新年一月七日(土)王子五丁目自治会集会所和室で、北区内四団地(王子五丁目、豊島五丁目、赤羽台、赤羽南二丁目)自治会の新年交流会がおこなわれました。

常な自業ムードにもかかわらず、来賓、自治会員、役員合わせて六十数名の参加があり午後三時まで、楽しく歓談しました。

